

改葬の手続きについて

手順①



「埋葬・埋（収）蔵証明願」に必要事項を記入します。

※ 証明願は遺骨1体につき1枚必要です。

手順②



①の証明願に、遺骨が埋蔵・収蔵されている墓地・納骨堂の管理者（住職・代表者等）より証明を受けます。

※ 証明を受けると、①の証明願は「埋葬・埋（収）蔵証明書」となります。

手順③



「改葬許可申請書」に必要事項を記入します。

※ 申請書は遺骨1体につき1枚必要です。

※ 申請者と墓地使用者とが異なる場合には、「改葬承諾書」が必要です。

手順④



②の証明書および③の申請書を本庁または各支所・サービスセンターの市民課へ提出します。

※ 郵送で提出する場合には、②の証明書および③の申請書に併せて、返信用封筒（住所・氏名を記入し、切手を貼り付けたもの）を添えて本庁市民課へ送付してください。

手順⑤



「改葬許可証」が交付されます。

※ 死亡者の戸籍確認等のため、発行までに数日程度かかりますので御了承ください。郵送でお受け取りを希望の場合は、申請時に返信用封筒（住所、氏名記入済みで切手を貼り付けたもの）をご持参ください。

手順⑥



交付された改葬許可証は、遺骨を移す先の墓地・納骨堂管理者へ提出します。